

県南広域振興局長告示第13号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

令和5年2月24日

県南広域振興局長 永井 榮一

- 1（1）路線名 283号
  - （2）供用開始の区間 花巻市東和町東晴山14区105番1地先から99番地先まで
  - （3）供用開始の期日 令和5年2月24日
  - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 県南広域振興局土木部花巻土木センター
    - イ 期間 令和5年2月24日から同年3月27日まで
- 2（1）路線名 397号
  - （2）供用開始の区間 奥州市江刺藤里字沢田177番1地先から179番1地先まで
  - （3）供用開始の期日 令和5年2月24日
  - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 県南広域振興局土木部
    - イ 期間 令和5年2月24日から同年3月24日まで
- 3（1）路線名 456号
  - （2）供用開始の区間 花巻市石鳥谷町新堀第54地割485番地先から第56地割232番地先まで
  - （3）供用開始の期日 令和5年2月24日
  - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 県南広域振興局土木部花巻土木センター
    - イ 期間 令和5年2月24日から同年3月27日まで